

高松市監査委員告示第 1 1 号

地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項前段の規定により，工事監査（随時監査）の結果等に基づき，措置を講じた旨の通知があったので，同項後段の規定により，当該通知に係る事項を，次のとおり公表します。

平成 1 8 年 5 月 3 1 日

高松市監査委員	北 原 和 夫
同	吉 田 正 己
同	住 谷 幸 伸
同	伏 見 正 範

工事監査（随時監査）の結果等に基づく措置について

第 1 平成 1 7 年度工事監査（随時監査）の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

1 円座 2 号汚水幹線工事（2 工区）について

(1) 工事用図面の表記を適正にすべきもの

ア 措置を講じた部課名 土木部下水道建設課

イ 措置通知日 平成 1 8 年 3 月 3 1 日

ウ 指摘した事項に対する措置内容等

(ア) 改善を要する事項

本工事用の図面を調べると，対象工種の簡易表に本工事には適合しない工種がそのまま記載されているもの，副管の詳細図に記載すべき表示が漏れているもののほか，立坑の鋼管の切断位置が表示されていないものが見られたので，当該図面を修正するなど，適切な処置を講じられたい。

(イ) 措置された内容

対象工種の簡易表に本工事には適合しない工種がそのまま記載されているもの、副管の詳細図に記載すべき表示が漏れているもののほか、立坑の鋼管の切断位置が表示されていないものなどの本工使用図面の不備については、当該図面を修正ないし作成の上、平成18年3月7日付けで施工業者に指示した。

(2) 産業廃棄物管理票に係る事務処理を適正にすべきもの

ア 措置を講じた部課名 土木部下水道建設課

イ 措置通知日 平成18年3月31日

ウ 指摘した事項に対する措置内容等

(ア) 改善を要する事項

本工事に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）を調べたところ、最終処分場所のチェック欄の記載が漏れているものや、最終処分終了日の表記が読み取りにくいものが見られたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3等の規定に基づき、同管理票の記載および記載内容の確認を的確に行い、適正に事務処理されたい。

(イ) 措置された内容

本工事に係る産業廃棄物管理票のうち、最終処分場所のチェック欄の記載が漏れているものや、最終処分終了日の表記が読み取りにくいものについては、平成18年3月7日付けで記載内容の確認を行うとともに、今後の適正事務処理について、同日付けで請負業者に工事打合簿により指示した。

第2 平成17年度工事監査（随時監査）の結果に付した監査委員の意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

1 円座2号汚水幹線工事（2工区）について

(1) 薬液注入工法の施工範囲の表示について

ア 措置を講じた部課名 土木部下水道建設課

イ 措置通知日 平成18年3月31日

ウ 監査委員の意見に対する措置内容等

(ア) 意見を付した事項

本工事の発進および到達立坑の周辺において施工される薬液注入工法の施工状況について調べると、実際の工事では、適正な施工範囲で施工されていたものの、当該図面では、円形立坑である本工事における薬液注入の適正な施工範囲とは異なる範囲が表示されていたので、適正な表示に留意し、工事の適正な施工の確保に努められたい。

(イ) 措置された内容

円形立坑周辺の薬液注入工法の施工範囲については、既に実際の工事において適正な施工範囲で施工されていたものを除き、今後施工するものについて、当該図面を修正の上、平成18年3月7日付けで施工業者に指示した。

(2) より高水準の施工について

ア 措置を講じた部課名 土木部下水道建設課

イ 措置通知日 平成18年3月31日

ウ 監査委員の意見に対する措置内容等

(ア) 意見を付した事項

本工事で採用している推進工法の据付精度を示す計測値である出来形実測値を調べると、仕様書で定められた検査基準値の範囲内であったが、同基準値とは別に、さらに高い精度の管理目標値を設定することを請負者と協議するなど、より高い水準の施工の促進に努められたい。

(イ) 措置された内容

より高い水準の施工の促進に努めるため、検査基準値とは別に、さらに高い精度の管理目標値を設定することを請負者と協議することについては、平成17年7月22日付けで請負業者から提出された施工計画書において、検査基準の50パーセント値を管理目標値とすることとしており、同月27日付けで承諾している。